

(「茅ヶ崎市病院事業経営審議会」会長宛提出)

提案者 委員 北村明

1月22日開催の令和6年度第2回茅ヶ崎市病院事業経営審議会において、下記について協議したく、提案します。

記

【協議事項】 経営審議会が行う経営計画の「点検・評価」について

(趣旨)

茅ヶ崎市立病院経営計画に関し、経営審議会が行う「点検・評価」(いわゆる外部評価)について、「基本的な考え方」や実施方法などを委員間で確認する。

(参考) 「公立病院経営強化ガイドライン」

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

2 経営強化プランの点検・評価・公表

『 関係地方公共団体は、経営強化プランの実施状況について概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。評価の過程においては、例えば、有識者や地域住民等の参加を得て設置した委員会等に諮問するなどにより、評価の客観性を担保する必要がある。』

(以下は私見)

1 基本的な考え方

- 「点検・評価」は、計画の進捗状況(確認)、その効果や成果、目標を達成できなかった場合の原因や課題(分析)、今後の改善に向けた取組方向(検討)など、を検証するものである。
- 経営審議会が行う「点検・評価」(以下、「外部評価」)は、年度終了し病院事業の決算収支が確定した段階で病院が自ら行う「点検及び評価」(以下、「自己評価」)の内容について、さらに専門的な見地や市民の視点から客観的な評価を行うため、実施するものである。

2 「外部評価」の実施方法等

「外部評価」は「自己評価」を対象に行うことを基本とし、経営収支などを中心にした「総括的な評価」と各委員からの意見を「外部評価結果」として取りまとめ、病院事業管理者へ提出(答申)する。

3 実施時期

「外部評価」は、決算収支が確定し「自己評価」の終了後速やかに実施する。